



















| 機能名           | 仕様書たたき合  | 機能コード  | B市   | C市  | D市   | E市  | F市   | G市   | 要件の考え方・根拠   | 検討項目(論点) | 検討項目(論点) |
|---------------|--|--|--|---|--|---|--|--|---|----------|----------|
| 1.4.19. 資料取込み | 試験資料の資料番号「回収資料ごとに付与し、個人との紐づけに利用する番号」の自動付番ができること。<br>no.2_13<br>no.16                     | 【[回収収集】<br>61. 資料番号入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>62. 試験資料ごとに資料番号を指定の桁数、番号体で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。<br>63. 資料番号入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>【[公的年金一覧】<br>96. 公的年金一覧を指定した桁数、番号体で自動付番、追加、削除ができること。<br>97. 年金のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>112. 年金のわくわく入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>【[住民登録証書収集】<br>116. 申告者のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>118. 資料番号をわくわく入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>【[外部連携】<br>117. 外部連体による絵縁のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>【[外部連携】<br>118. 新規のわくわく入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>119. 外部連体による絵縁のわくわく入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>【[電子申告】<br>120. 電子申告者のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>210. 電子申告者のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。<br>211. 試験資料ごとに資料番号を指定の桁数、番号体で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。<br>214. 電子申告者のわくわく入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 | 【[最初課税前処理・全般】<br>(22) 賽験資料の整理用番号(選番)の自動付番ができること。   | 95. 各課税資料に対してカナ氏名+生年月日を用いた既定コードを自動付番ができること。   | 【1.4.28. 資料取込み】<br>試験資料の資料番号の自動付番ができること。   | データ取り込みによる資料番号は、個別に付与する必要があります。<br>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認する。<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝れているのか）<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか   | ①機能の修正<br>「資料番号」の記載を「資料番号（試験資料ごとに個人を特定する番号）」に修正します。  |  |   |          |          |
| 追加-47         | サブスクリーンで表示した資料番号を切り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理ができること。  |  |  |   |  |   |  |  | 2.オプション機能の追加<br>「資料番号」の記載を「資料番号」として追加いたします。<br>「サブシステムで作成した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理できること」                                   |          |          |
| 1.4.20.       | 電子データ（パンチデータ等）の再取り込みができること。<br>no.2_16   |  |  | 【[最初課税前処理・全般】<br>(24) 空孔入力したファイルの再取り込みのやり直しができること。  |  | 【1.4.29. 資料取込み】<br>空孔入力したファイルの再取り込みができること。<br>パンチデータの再取り込みは延対応可   | 選定団体における要件化は、D.市のみですが、2次元データの再取り込みには、<br>貯込ファイルの資料番号が必ず表示状況<br>で、再取り込みができない場合、選定団体<br>が対応するため、対応が困難であることが<br>生じるため、対応が困難であることが確<br>定されます。（特に当該課税では実期間に<br>大きな影響を及ぼす可能性があります）<br>上記の理由により、データ修正後<br>の再取り込み、再処理は必須の想定で<br>す。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認する。<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝っているのか）<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ①オプション機能<br>以降の機能をオプションとして追加いたします。<br>・操作や監視・情報などと月に大規模な人材異動を行った事業所<br>の電子データ処理について、新年度の受給者番号の取り込み<br>(前年度とは異なる受給者番号の紐づけ)ができること |          |          |
| 追加-48         | 届出に際して、両方のパンチデータと同一資料を複数枚提出する場合の電子データ処理について、該当年度の<br>資料番号の取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理ができること。 |  |  |   |  |   |  |  |   |          |          |
| 1.4.21.       | 給与収入額より給与所得を自動算出できること。<br>no.2_13<br>no.16   |  |  | 【[最初課税前処理・全般】<br>(26) 給与収入額より給与所得を自動算出できること。  |  | 【1.4.30. 資料取込み】<br>給与収入額より給与所得を自動算出できること。   | 給与支払報告書の給与所得控除の記載<br>欄に、正確に記載された給与所得控除額<br>を使用し、正確な課税義務を実現する情<br>報とともに、機能として必須の想定で<br>す。<br>※個別に入力は非常に複雑ではない<br>と考えます。   | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認する。<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝っているのか）<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | 当時の仕様書たたき合の記載から、変更無しといたします。   |          |          |
| 1.4.22.       | 年金収入額より年金総所得を自動算出できること。<br>no.2_13<br>no.16  |  |  | 【[最初課税前処理・全般】<br>(27) 年金収入額より年金総所得を自動算出できること。   |  | 【1.4.31. 資料取込み】<br>年金収入額より年金総所得を自動算出できること。  | 給付計算に必要な情報となるため機能と<br>しては必須の想定です。<br>※個別に入力は非常に複雑ではない<br>と考えます。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認する。<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝っているのか）<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | 当時の仕様書たたき合の記載から、変更無しといたします。   |          |          |
| 1.4.23. 他団体回送 | 他団体回送用に、1月1日時点に市内に存在しない住民番号と試験資料を突合し、回送対象として選定することができる。                                  | No.2_24  | 6.1.3. 申告資料登録 (21)<br>■申告資料登録についている試験資料データについて、他市回送番号及び資料削除ができること。<br>■住基その他の情報がない場合、事業所番号及び個人照会を行う対象資料が提出及び出力できること。 | 【個人登録・他市回送】<br>(1) 資料登録用紙の回送用紙について、回送の状態(回<br>送予定、回送済)、並びに回送先団体名または納税基<br>地の住所等をオンラインで登録することができるこ<br>と。<br>※回送対象者であることが回送で確認できること<br>※回送用紙データを提出し、回送結果の確認資料<br>イメージも一括で作成できることが望ましい<br>※回送番号とイメージが分かれている、組み合わせや<br>新しい工夫があれば可 | 【(1) 画面が必要となる資料について、回送の状態(回<br>送予定、回送済)、並びに回送先団体名または納税基<br>地の住所等をオンラインで登録することができるこ<br>と。<br>※回送対象者であることが回送で確認できること<br>※回送用紙データを提出し、回送結果の確認資料<br>イメージも一括で作成できることが望ましい<br>※回送番号とイメージが分かれている、組み合わせや<br>新しい工夫があれば可 | 【(1) 1.1.16. 他市回送】<br>1. 他市回送用紙の1月1日時点に市内に存在しない住民<br>番号及び資料削除ができる。<br>2. 他市回送用紙の回送用紙を作成し印刷できること。<br>3. 資料回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>4. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>5. 資料回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>6. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>7. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>8. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>9. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>10. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>11. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>12. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>13. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>14. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>15. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>16. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>17. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>18. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>19. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>20. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>21. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>22. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>23. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>24. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>25. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>26. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>27. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>28. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>29. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>30. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>31. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>32. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>33. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>34. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>35. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>36. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>37. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>38. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>39. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>40. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>41. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>42. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>43. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>44. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>45. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>46. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>47. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>48. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>49. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>50. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>51. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>52. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>53. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>54. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>55. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>56. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>57. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>58. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>59. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>60. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>61. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>62. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>63. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>64. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>65. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>66. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>67. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>68. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>69. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>70. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>71. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>72. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>73. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>74. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>75. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>76. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>77. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>78. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>79. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>80. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>81. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>82. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>83. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>84. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>85. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>86. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>87. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>88. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>89. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>90. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>91. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>92. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>93. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>94. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>95. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>96. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>97. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>98. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>99. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>100. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>101. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>102. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>103. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>104. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>105. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>106. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>107. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>108. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>109. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>110. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>111. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>112. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>113. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>114. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>115. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>116. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>117. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し、回送情報を自動セッ<br>トできること。<br>118. 他市回送用紙の回送用紙について、確認用紙を突合し |  |  |   |          |          |





| 機能名     | 仕様書たたき合   | 要件コード   | B市 | C市 | D市  | E市   | F市  | G市  | 要件の考え方・根拠  | 候補項目(該点)  | 候補項目(該点)   |
|---------|---|---------|----|----|---|--|---|---|--|---|--|
| 追加-55   | 資料の未提出が該われる対象者をチェックし、アラートを出力できること。<br>■主な機能特徴<br>・登録済み登記料金未納の登録料金未納額が記載されない場合で、同じ抑制部料金額が提出されていない。<br>・登録料金額が提出されていない。           |         |    |    |   |  |   |   |  |   |  |
|         | 登録権利として利用した資料の妥当性をすべき箇所をチェックし、アラートを出力できること。<br>■チェック箇所<br>・扶養親類付けについて用資料(優先度により自動判定)以外に開設付けがある資料がある<br>・開設料金を合算していられない。         |         |    |    |   |  |   |   |  |   |  |
| 追加-56   | 課税資料のうち、住民番号が不明な申込情報は、未処理分・処理した時間がかかる場合(少額の給付等)の候。漏れへ出するなど経営の必要のない対象に区分して管理(登録・修正・削除)できる。                                       | No. 3_4 |    |    | [資料合算入力・全額]<br>(108)個人番号が不明のまま残っていたデータの一覧表を表示するためオプションで選択可能とする。[110]課税資料不明分から、課税資料が、給付、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っているデータの一覧表を出力できること。  | [146]登録資料全文に対する、エラーの修正または確認が必要な資料を抽出する。一覧表を表示するためオプションで選択可能とする。[147]課税資料不明分テーブルから、課税資料が、給付、年金分において個人番号が不明分として残っているデータの一覧表を出力できること。 | [2.1.5.合算]<br>(218)個人番号を特定できなかったデータの一覧が表示できること。   | [個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について]は、資料情報を確認する。正しく登録された場合は、該該資料を登録料金未納額に含めること。以下について確認させてください。<br>■個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について<br>・該該資料が不明分から、課税資料が、給付、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っているデータの一覧表を出力できること。<br>・その他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか   | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>■個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について<br>・該該資料が不明分として残っているため、登録料金未納額に含めること。以下について確認させてください。<br>■個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝われているのか)<br>・その他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ①確認事項<br>・登録料金未納額に区分別の資料を抽出することとしているため、この機能の位置にあることは少し違和感がある。との意見がありましてが、資料合算前に個人持主が完了すれば、資料合算後に明記分が発生することは実務上発生しないかを確認させていただきます。 |  |
| 2.1.8.  | 課税資料のうち、住民番号が不明な申込情報は、未処理分・処理した時間がかかる場合(少額の給付等)の候。漏れへ出するなど経営の必要のない対象に区分して管理(登録・修正・削除)できる。                                       | No. 3_4 |    |    | [資料合算入力・全額]<br>(108)個人番号が不明のまま残っていたデータの一覧表を表示するためオプションで選択可能とする。[110]課税資料不明分から、課税資料が、給付、年金分、確定申告分において個人番号が不明分として残っているデータの一覧表を出力できること。  | [146]登録資料全文に対する、エラーの修正または確認が必要な資料を抽出する。一覧表を表示するためオプションで選択可能とする。[147]課税資料不明分テーブルから、課税資料が、給付、年金分において個人番号が不明分として残っているデータの一覧表を出力できること。 | [2.1.5.合算]<br>(218)個人番号を特定できなかったデータの一覧が表示できること。   | [個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について]は、資料情報を確認する。正しく登録された場合は、該該資料を登録料金未納額に含めること。以下について確認させてください。<br>■個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について<br>・該該資料が不明分から、課税資料が、給付、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っているデータの一覧表を出力できること。<br>・その他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか   | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>■個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について<br>・該該資料が不明分として残っているため、登録料金未納額に含めること。以下について確認させてください。<br>■個人の基本情報と紐づかなかった課税資料について<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で勝われているのか)<br>・その他のに具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ②オプション機能の追加<br>以下の機能をオプションとして追加いたしました。<br>「住民番号が不明分として残っているデータを、未処理分・処理した時間がかかる場合(少額の給付等)の候。漏れへ出するなど課税の必要なない対象に区分すること」            |  |
| 追加-57   | 住民番号が不明な申込情報を、保留・検査して対象は合算登録・抑制料金計算・抑制回済処理の対象外とできる。   |         |    |    | データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。  |  |   |   |  | ※「特定の個人が不明な場合に給付を提出した事業所へ本人確認できる照会文書を作成できる機能を追加して欲しい」との意見について、「[合算]の機能で修正する」と答えており  |  |
| 2.1.9.  | データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。<br>■エラーが生じているため、自動合算されないものが生じた場合はエラー内容が表示されること。<br>■エラー条件については別紙「自動合算エラー一覧.xlsx」参照 | No. 3_4 |    |    | 6.2.1.当初課税(合算金) (240, 271, 272)<br>■エラーが生じているため、自動合算されないものが生じた場合はエラー内容が表示されること。<br>■エラー条件については別紙「自動合算エラー一覧.xlsx」参照<br>■エラーが発生した該当者について、エラーリストが表示されること。<br>■自動合算はされたが、論理エラーが生じた場合にはエラーリストが表示されること。<br>■②のチェック結果が記載された一覧が表示されること<br>■②の不一致のいる世帯のデータと扶養OK/N結業データが合わさった一覧が表示されること。(1) | [合算後修正・不整合確認リスト]<br>(136)複数登録の不整合や、課税登録先端や確認を行なうリスト等を出力できること(具体的な機能があれば提案すること)   | [146]オンライン方式により、課税資料の新規作成・修正・取消ができること。<br>(147)同一個人に対し登録された課税資料について、重複検査を行うことができる。<br>■重複検査とは、同一事業所からの給付が複数登録されており、合算時に給付を2重計入してしまう可能性があるなどのなどを表示できること。 | [2.1.6.合算]<br>データ内容チェックでエラーとなった対象者のデータ、及びエラー内容を確認できること。また、一覧表を出力できること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>■データ内容チェックの修正や特別収支対応等への問い合わせ対応等を実施するため、必須の想定です。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>■データ内容チェックの修正や特別収支対応等を実施するため、必須の想定です。   | 当初の仕様書たたき合の記載から、変更無しといたします。  |
| 2.1.10. | 全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。<br>また、合算の場合も出力できること。  | No. 3_4 |    |    | 6.2.1.当初課税(合算金) (295, 296)<br>■課税登録前に、該当エラー及び論理エラー等の抽出ができます。<br>■対象登録者等については別紙「課税登録前エラー一覧.xlsx」参照<br>■エラーが発生した該当者についてエラーリストが出力されること   | [合算後修正・合算エラー未処理リスト]<br>(132)合算エラー一覧の処理流れを把握するためのエラーリストを出力できること。<br>※対象リストは複数、データ出力のいずれでも可<br>※現時点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくとも可        | [合算後修正・合算エラー未処理リスト]<br>(132)合算エラー一覧の処理流れを把握するためのエラーリストを出力できること。<br>※対象リストは複数、データ出力のいずれでも可<br>※現時点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくとも可                             | [2.1.1.合算]<br>合算合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のエラーリストも確認出力できること。  | 合算処理後の結果を確認し、アラート対応が完了しているかを最終判断する。<br>■合算合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のエラーリストも確認出力できること。   | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>■合算合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のエラーリストも確認出力できること。   | ①質問回答<br>(0-1)任意のタイミングで資料を登録し再合算した場合においても、該該資料が反映されない場合は、何が原因か確認して下さい。<br>■合算合算後のデータ内容チェックを出力できること。<br>■合算合算後の結果を確認し、アラート対応が完了しているかを最終判断する。<br>■合算合算後のデータ内容チェックを出力できること。<br>■合算合算後の結果を確認し、アラート対応が完了しているかを最終判断する。 |
| 2.1.11. | 微収区分(特別微収(給付、年金)、普通微収、併用微収)について、微収希望、前年度の退職・転勤・切替等の状況に基づき自動的に設定できること。   | No. 3_6 |    |    | 【課税資料決定】<br>232. 併用対象者のチェックリストが作成でき、併用範囲ができること。<br>233. 併用対象者で、併用が不可能な対象者のみをシングル登録する。<br>234. 特別微収者で、課税後の給付額と給与収入額の差異が少ない方(併用、併用扱いにしてほしいと思われる方)の抽出ができること。(EUCにて代替適用)<br>235. 情報提出書による異動日を指定し、前年度の課税台帳情報から、新年度の課税台帳の織入(普通+特徴)・転勤・特徴落ち(特徴+併用)の自動切替ができること                            | 6.2.1.当初課税(合算金) (287)<br>■個別での微収区分の変更ができること。   | [課税対象者整理・微収区分入力]<br>(41)微収区分・特別微収/普通微収/併用が登録・修正できること  | 179-納付義務者ごとに微収方法を決める機能を提供する。<br>■微収区分(特徴、給付、年金)、普通、併用について。<br>■(当初)課税計算・給付特徴微収区分<br>■(152)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(153)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(154)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(155)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(156)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(157)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(158)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(159)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(160)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(161)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(162)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(163)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(164)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(165)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(166)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(167)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(168)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(169)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(170)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(171)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(172)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(173)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(174)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(175)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(176)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(177)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(178)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(179)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(180)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(181)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(182)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(183)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(184)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(185)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(186)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(187)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(188)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(189)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(190)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(191)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(192)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(193)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(194)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(195)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(196)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(197)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(198)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(199)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(200)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(201)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(202)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(203)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(204)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(205)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(206)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(207)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(208)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(209)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(210)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(211)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(212)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(213)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(214)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(215)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(216)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(217)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(218)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(219)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(220)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(221)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(222)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(223)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(224)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(225)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(226)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(227)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(228)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(229)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(230)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(231)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(232)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(233)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(234)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(235)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(236)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(237)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(238)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(239)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(240)給付特別微収対象者で、該該の事業所から給与所得がある場合は、該該の事業所は特別微収とし、他の事業所分を普通微収に出来ること。<br>■(241)給 |  |   |  |









| 機能名               | 仕様書たたき合   | 番号マーク                 | B市   | C市  | D市  | E市   | F市   | G市  | 要件の考え方・根拠   | 候補項目(論点)   | 検討項目(論点)  |  |   |
|-------------------|---|-----------------------|--|---|---|--|--|---|---|--|---|--|---|
| 3.3.1. 減免情報管理     | 減免決定に既存の情報を管理できること  | No. 6_3               | 6.3.2. 減免申請受付登録 (629)<br>■申請者の名前、生年月日、住所、宛名番号により検索可能で、特定ができる。  | [更正入力・全般]<br>(154) 減免の入力ができること。<br>(202) 減免用件年月日の入力、修正ができること。<br>既存情報が付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | [課題更正管理・減免年月日更新]<br>(154) 減免の入力ができること。<br>(202) 減免用件年月日の入力、修正ができること。<br>既存情報が付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可   | [3.3.1. 減免情報管理]<br>減免決定時に許可・不許可の情報を管理できること。<br>不許可に際しては、減免範囲にかかる情報等を記載する旨の連絡を行うこと。<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報に付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報に付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ①確認事項<br>不可情報を管理している場合、どのような業務に利用しているか<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可        | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分を管理(登録、参照、修正、削除)」であること。                        | ①確認事項<br>不可情報を管理している場合、どのような業務に利用しているか<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可 | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分を管理(登録、参照、修正、削除)」であること。                  |  |   |
| 4.12追加            | 減免の区分登録(登録、参照、修正、削除)ができること。   |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 3.3.2. 減免額入力      | 所得割・均等割(個人住民税、都道府県民税別)の減免額を個別入力できること。   | No. 6_3               | [減免]<br>200. 自治体により減免割合が異なるため、むりに入力で、所得割・均等割(個人住民税、都道府県民税別)の減免額を入力できること。   | 6.3.2. 減免申請受付登録 (630)<br>において、減免額の入力ができ、税額の再計算ができること。   | [課題更正管理・減免登録]<br>(156) 評議年度ごとに減免額の入力、修正・照会ができること。<br>※減免: ①～⑤のうち、皆が必ず認めるものの個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免割合: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免額: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免登録: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免登録: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免登録: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。 | [606. 個人住民税の各例により決定が可能な場合の減免額を算出する場合の手順]<br>(156) 所得割・均等割(個人住民税、都道府県民税別)の減免額を個別入力できること。<br>※減免割合: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免額: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免登録: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免登録: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。 | [3.3.2. 減免額入力]<br>減免額を個別入力できること。<br>※減免割合: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免額: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。<br>※減免登録: ①～⑤のうち、皆が必ず認める個人住民税の割合による減免額を算出すること。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可 | ①確認事項<br>不可情報を管理している場合、どのような業務に利用しているか<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可        | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分を管理(登録、参照、修正、削除)」であること。                 | ①確認事項<br>不可情報を管理している場合、どのような業務に利用しているか<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分を管理(登録、参照、修正、削除)」であること。 |   |
| 3.3.3.            | 税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること。  | No. 6_3               |  |   |   | [課題更正管理・減免由来登録]<br>(158) 減免手引により減免額を算出できること  | [606. 個人住民税の各例により決定が可能な場合の減免額を算出する場合の手順]<br>(158) 減免手引により減免額を算出できること   | [3.3.4. 減免額入力]<br>個人住民税とは別に都道府県民税を入力することで自動で個人住民税・都道府県民税の減免額が計算できること。         | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可 | ①確認事項<br>税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること                   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分を管理(登録、参照、修正、削除)」であること。                  | ①確認事項<br>税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分を管理(登録、参照、修正、削除)」であること。  |
| 4.12追加            | 減免の区分ごとに減免割合を管理(登録、参照、修正、削除)ができること。   |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 4.12追加            | 減免の区分ごとに減免額を計算できること。  |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 4.12追加            | 減免額を入力し、手入力した値で減免処理ができること。  |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 3.3.4. 別途減免処理     | 並行決定の更正処理で、自動で減免額を判定できること。  | No. 6_4               |  |   |   |  |  | [3.3.5. 別途減免処理]<br>任意の別途で減免処理ができること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可 | ①確認事項<br>並行決定の更正処理で、自動で減免額を判定できること。                                    | ②種別追加<br>以下の機能を追加し、3.3.4. は削除します。<br>「減免決定処理の正始処理」で、自動で減免期間を判定できること。    | ①確認事項<br>並行決定の更正処理で、自動で減免額を判定できること。                    | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「減免の区分ごとの減免割合にして、減免額を計算できること」。 |
| 4.12追加            | 減免の開始期を仕込み指定した対象については、減免期間の自動判定(手入力もしくは...)。  |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 3.4. 特別徴収義務管理     | 特徴義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)の管理(登録、登録、修正、削除)ができること。<br>また、個別での更新・削除ができること。 |                       | [特徴義務者裏取扱書登録]<br>(795、797)<br>■变更前の事業所名が表示されること。<br>■特徴義務者登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。  | 6.3.4. 特別徴収情報受付登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所内の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。<br>[特徴義務者登録・登録者登録]<br>(213) 納稅義務者画面から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(214) 特定の事業所において、前年度に休職または長期欠勤により減免を受けた者について登録を行った者について、特徴義務登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。<br>[特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(215) 特徴事業者登録から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに   | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(216) 特別徴収義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)を管理(登録、登録、修正、削除)ができること。<br>※特徴特別徴収登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。       | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。  | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。 |  |   |
| 3.4.1. 特別徴収異動情報登録 | 特徴義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)の管理(登録、登録、修正、削除)ができること。                        | No. 5_2, 5            | [特徴義務者裏取扱書登録]<br>(795、797)<br>■变更前の事業所名が表示されること。   | [604. 特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所内の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。<br>[特徴義務者登録・登録者登録]<br>(213) 紳徴義務者登録画面から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに    | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(214) 特定の事業所において、前年度に休職または長期欠勤により減免を受けた者について登録を行った者について、特徴義務登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。<br>[特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(215) 特徴事業者登録から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに   | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(216) 特別徴収義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)を管理(登録、登録、修正、削除)ができること。<br>※特徴特別徴収登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。       | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。  | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。 |  |   |
| 4.12追加            | 雇用登録する個人の登録登録(登録、登録、修正、削除)ができること。   |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 4.12追加            | 雇用登録する個人の登録登録(登録、登録、修正、削除)ができること。   |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 3.4.2. 紳徴特別徴収登録   | 納稅特別徴収登録に提出する各種申請情報(登録、登録、修正、削除)ができること。   |                       | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。  | [604. 特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所内の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。   | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(214) 特定の事業所において、前年度に休職または長期欠勤により減免を受けた者について登録を行った者について、特徴義務登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。<br>[特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(215) 特徴事業者登録から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに   | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(216) 特別徴収義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)を管理(登録、登録、修正、削除)ができること。<br>※特徴特別徴収登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。       | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。  | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。 |  |   |
| 4.12追加            | 納稅特別徴収登録に提出する各種申請情報(登録、登録、修正、削除)ができること。   |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 3.4.3. 年金特別徴収登録   | 納稅特別徴収登録に提出する各種申請情報(登録、登録、修正、削除)ができること。   |                       | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。  | [604. 特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所内の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。   | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(214) 特定の事業所において、前年度に休職または長期欠勤により減免を受けた者について登録を行った者について、特徴義務登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。<br>[特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(215) 特徴事業者登録から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに   | [特徴特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(216) 特別徴収義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)を管理(登録、登録、修正、削除)ができること。<br>※特徴特別徴収登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。       | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。  | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。 |  |   |
| 4.12追加            | 納稅特別徴収登録に提出する各種申請情報(登録、登録、修正、削除)ができること。   |                       |  |   |   |  |  |   |   |  |   |  |   |
| 3.5. 年金特別徴収登録     | eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。  | No. 5_17, 18, No. 5_8 | [年金特別徴収登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■評議年度の適用用件に記載された特徴登録登録情報を登録すること。<br>■評議年度の適用用件に記載された特徴登録登録情報を登録すること。<br>■評議年度の適用用件に記載された特徴登録登録情報を登録すること。 | [604. 特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。  | [年金特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(214) 特定の事業所において、前年度に休職または長期欠勤により減免を受けた者について登録を行った者について、特徴義務登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。<br>[年金特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(215) 特徴事業者登録から指名登録等で特徴事業者登録を登録し、登録するときに   | [年金特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(216) 特別徴収義務者から提出される各種申請情報(裏取扱書出、特徴切替申込、所在地変更申請等)を管理(登録、登録、修正、削除)ができること。<br>※年金特別徴収登録の登録情報をもとに、個人住民税課税台帳の変更更正処理ができること。  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>※既存情報を付す内容が同じであれば日付名前は異なっても可  | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。   | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること」。       | ①オプション機能の追加<br>以下の機能を追加します。  | ②種別追加<br>以下の機能を追加します。<br>「税額や減免割合等を入力などで自動で年金特別徴収登録情報を登録すること」。          |  |   |
| 3.5.1. 年金特別徴収登録   | eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。  |                       | [年金特別徴収登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■評議年度の適用用件に記載された特徴登録登録情報を登録すること。<br>■評議年度の適用用件に記載された特徴登録登録情報を登録すること。<br>■評議年度の適用用件に記載された特徴登録登録情報を登録すること。 | [604. 特別徴収登録・特徴義務登録]<br>(212) 評議年度ごとに登録・修正・照会ができること。<br>■同一事業所の従  |   |  |  |   |   |  |   |  |   |









| 機能名    | 仕様書たき合  | 操作フロー  | B市  | C市   | D市  | E市   | F市  | G市   | 要件の考え方・根拠  | 候補項目(該点)  | 検討項目(該点)   |
|--------|---|--|---|--|---|--|---|--|--|---|--|
| 3.7.4. | 過年度減額を行う場合、現年度認定減、滞納額超過認定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。                  | 【更正処理】<br>34. 現年度の納税通知書がクライアントでも作成できること。<br>35. 現年度の税額認定額の異動が行える場合は、過去の任意年度日時点の認定額を修正すること。<br>36. 異常度修正入力時、滞納額超過額に変更が表示される場合、金額等が表示されること。  |   |  |   |  |   |  | 【3.7.5. 過年度更正】<br>過年度の税額認定額を行なう場合、現年支拂未定、過年度認定減、滞納額超過認定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>に必須の想定です。   | 当初の仕様書たき合から、変更無しといたします。  |
| 3.7.5. | 課税内容について、職権による強制修正の場合でも戻税履歴（滞納履歴画面でシステムユーザーが認証可能な情報を想定）操作履歴（操作ログ）でシステム管理者が残るところ。              | 【更正処理】<br>35. 今から移行データがない年度の異動などをを行うときに強制的に（元の課税済み額を差し引くことで）他の支拂未定額を修正すること。<br>36. 職権を残さずに一部の情報を修正できること。<br>【更正履歴】<br>361. 異動をかけた履歴を残すことができるること。<br>362. 開闊した操作を行なった場合は元に戻すことができる。<br>363. 指定操作中の個人番号（宛名情報）に対し、同時に別のP/Cで異動履歴を試みた場合は、操作削除で現在異動操作中であることが確認できること。 | 6.3.3. 更正（税額変更）（642-647）<br>■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること。<br>■異動を残さずに一部の情報を修正できること。<br>■異動の、その他。<br>■青色、白色登録。<br>■異動を残さずに一部の情報を修正できること。<br>■青色登録。<br>■異動を残さずに一部の情報を修正できること。<br>■青色登録。  | 【更正操作】<br>（162）操作者の署名により作成された履歴については、複数回とての操作を行なう場合、決算・支拂未定額などの更新情報に印字されないための機能があること。<br>（319）過年度減額を行なう場合、現年度認定減、過年度認定減、滞納額超過認定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。 | 【賦課更正管理・賦課強制修正】<br>（160）課税資料データへの関連を無視し、課税台帳の取扱い、所持する課税台帳の登録、納税通知書の登録など、操作ミスにより誤って登録した内容を、履歴を残さず削除することで強制的に職権による強制修正を実施した場合の想定です。 | 284: 特別異動履歴による入力で微調整済みの該った状態で入力したものを取り消す（異動入力がなかったことにする）ことができる。<br>【I.1.2. 基本情報管理】<br>（162）課税資料データへの関連を無視し、課税台帳の取扱い、所持する課税台帳の登録、納税通知書の登録など、操作ミスにより誤って登録した内容を、履歴を残さず削除することで強制的に職権による強制修正を実施した場合の想定です。 | ＜確認事項＞<br>①異動履歴（異動履歴画面でシステムユーザーが認証可能な情報を想定）は残さない。<br>②異動履歴（操作履歴）については、右記の異動履歴の考え方について確認させていただきます。<br>【3.7.6. 過年度】<br>課税内容について、職権による強制修正ができる。<br>①異動履歴（操作履歴）に不対応（業務上利用する想定がないだけで、システム的に保持している想定）<br>②異動履歴、操作履歴共に残さない（SEによるデータ修正対応に相当）<br>③異動履歴、操作履歴共に残す（納税義務者登録・減免がある場合）<br>④異動履歴、操作履歴共に残す。<br>※以下について確認させてください。<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか | ①確認事項<br>ご意見として頂いている職権による強制修正が必要なケースに対する確認事項が不足する場合、職権修正が不能かを確認いたします。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴が変更する必要があります。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴の上で、必要な機能を変化する必要があると見えます。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴の上で、申告書を合わせて計算している。<br>・異動履歴の納税義務者の既存登録情報の関係で、税源追跡前の前民税所得割引計算を実施する場合、税源追跡の登録情報の登録・減免がある場合一括で自動計算がうまくいかない。<br>・システムの仕様上、確定申告時に職員で操作ができないものが accents 場合 |  |   |  |
| 3.7.6. | 個人の課税台帳ごとに課税内容の強制入力（自動計算による直接入力）ができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。                               |  | 6.3.3. 更正（税額変更）（640）<br>■均等割の強制課税ができること。  |  |   |  |   | 【6.7. 税率修正】<br>個人の課税台帳ごとに課税内容の強制入力（自動計算による直接入力）ができる。エラーチェックをかけてエラーを表示させることができること。  | 税率については、課税表記、個人の基本情報等を基に算出すべき課税台帳であるため、原則は個別修正を不可とする認証です。<br>SE対応可とする。                                     | ＜候補項目＞<br>税率の強制修正を許容するかを確認させていただきます。<br>①課税内容の強制課税は不可<br>②課税内容も含めて強制可能  | ①確認事項<br>ご意見として頂いている職権による強制修正が必要なケースに対する確認事項が不足する場合、職権修正が不能かを確認いたします。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴が変更する必要があります。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴の上で、必要な機能を変化する必要があると見えます。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴の上で、申告書を合わせて計算している。<br>・異動履歴の納税義務者の既存登録情報の関係で、税源追跡前の前民税所得割引計算を実施する場合、税源追跡の登録情報の登録・減免がある場合一括で自動計算がうまくいかない。<br>・システムの仕様上、確定申告時に職員で操作ができないものが accents 場合 |
| 3.7.7. | すべての掛税率における割期（月割）税額を強制入力（直接入力）することができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。                             |  |   |  |   |  | 【6.7.6. 税率修正】<br>すべての掛税率における割引税額を強制入力（直接入力）することができ、エラーチェックをかけてエラーを表示させることができること。  | 同上   | 同上   | ①確認事項<br>ご意見として頂いている職権による強制修正が必要なケースに対する確認事項が不足する場合、職権修正が不能かを確認いたします。<br>洗い出し方が認められない場合、情報整理の上で、必要な機能を変化する必要があると見えます。<br>・操作履歴の変更ができない場合、操作履歴の上で、申告書を合わせて計算している。<br>・異動履歴の納税義務者の既存登録情報の関係で、税源追跡前の前民税所得割引計算を実施する場合、税源追跡の登録情報の登録・減免がある場合一括で自動計算がうまくいかない。<br>・給与受取者が死亡し、従業員登録の削除時に年金保険者から返納請求がかかる場合<br>・給与受取者の異動登録出力の訂正分が提出され、徴収済額等に変更が生じた場合 | 全てのケースの抽出が困難となる（システムの仕様による入力の制限、自動計算の制限を排除しきれない）場合は、必須機能として定義します。  |
| 4. 支付  | 特別徴収税額控除  |  |   |  |   |  |   |  |  |   |  |
| 4.1.1. | 特別徴収税額決定、変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初見直し）を通知日を指定して発行できること。<br>通知書の発送者一貨が提出できること。<br>アラートを表示させること。 | No.3.10<br>No.4.18   | 1.特別徴収税額決定、変更通知書交付（519、521、523、525、546、548、550-553）<br>2.最初バッチ処理で、特徴税額通知が作成できること。<br>3.納付書類用印刷用紙（特別徴収義務者用）印刷用の大判設定できるところ。<br>4.納付用の税額通知書（特別徴収義務者用）、印刷用の大判設定できるところ。<br>5.納付用の税額通知書（特別徴収義務者用）印刷用の大判設定できるところ。<br>6.印刷用ファイルの中に、支援措置対象者が出力できること。<br>7.印刷用ファイルの中に、特別徴収税額通知書（納付用）及び納付用が出来ること。<br>8.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>9.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>10.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>11.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>12.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>13.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>14.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>15.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>16.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>17.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>18.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>19.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>20.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>21.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>22.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>23.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>24.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>25.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>26.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>27.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>28.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>29.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>30.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>31.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>32.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>33.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>34.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>35.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>36.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>37.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>38.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>39.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>40.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>41.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>42.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>43.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>44.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>45.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>46.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>47.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>48.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>49.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>50.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>51.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>52.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>53.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>54.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>55.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>56.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>57.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>58.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>59.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>60.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>61.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>62.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>63.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>64.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>65.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>66.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>67.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>68.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>69.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>70.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>71.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>72.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>73.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>74.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>75.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>76.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>77.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>78.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>79.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>80.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>81.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>82.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>83.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>84.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>85.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>86.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>87.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>88.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>89.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>90.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>91.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>92.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>93.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>94.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>95.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>96.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>97.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>98.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>99.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>100.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>101.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>102.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>103.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>104.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>105.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>106.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>107.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>108.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>109.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>110.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>111.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>112.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>113.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>114.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>115.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>116.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>117.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>118.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>119.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>120.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>121.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>122.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>123.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>124.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>125.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>126.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>127.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>128.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>129.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>130.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>131.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>132.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>133.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>134.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>135.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>136.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>137.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>138.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>139.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>140.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>141.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>142.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>143.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること。<br>144.印刷用ファイルの中に、印刷用の、特別徴収税額通知書（納付用）及び印刷用が出来ること |  |   |  |   |  |  |   |  |



| 機能名         | 仕様書たとえ                                    | 機能コード  | B市   | C市   | D市  | E市   | F市   | G市   | 要件の考え方・根拠  | 候群項目(論点)  |  |   |   |
|-------------|---|--------|--|--|---|--|--|--|--|---|--|---|---|
| 4.1. 通知書再発行 | 通知書再発行                                    |        |  |  |   |  |  |  |  | 候群項目(論点)  |  |   |   |
| 4.1.1.      | 税額変更の場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。          |        |  |  |   |  |  |  |  | (0-3) 出力した帳票の山分け（「現年度と過年度でわかる、年金特別徴収用の年金特別徴収通知書のリスト」）については、税票町で候群項目(論点)を複数出力する。などの通知書の山分け方については、税票町で候群項目(論点)を複数出力する。その他の具体的に明記すべき実装必須機能はない。 |  |   |   |
| 4.1.2.      | 普通徴収納付書発行                                 | No.7.2 | 【税額変更】<br>■「初回通知書等作成」一括実行の対象外であること。<br>以下に操作手順を示して、満足度の山分けができるうこと。<br>- 満足度手順<br>- 満足度方<br>- 郵便番号（区別特別郵便対応）<br>- 納付書の有無<br>- パスワード | 【税額変更】<br>■「初回通知書等作成」一括実行の対象外であること。<br>以下に操作手順を示して、満足度の山分けができるうこと。<br>- 満足度手順<br>- 満足度方<br>- 郵便番号（区別特別郵便対応）<br>- 納付書の有無<br>- パスワード | 6.2.4. 当初通知書交付（536, 538, 539）<br>■税額変更の場合は、金融機関、郵便局、コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した同一式であることを。<br>【マルチペイメント】<br>425. 特別徴収、普通徴収の納付書は、マルチペイメントに対応していること。 | 【税額変更】<br>■「初回通知書等作成」一括実行の対象外であること。<br>以下に操作手順を示して、満足度の山分けができるうこと。<br>- 満足度手順<br>- 満足度方<br>- 郵便番号（区別特別郵便対応）<br>- 納付書の有無<br>- パスワード | 【初回通知書等作成】<br>（165）納付書の即時発行が既に、既納付額がある場合は、既納付額を差し引いた金額で印刷されること。<br>【税額変更・全額】<br>（312）普通徴収の納付書欄に、課定額、納付済額、納付すべき額（課定額+納付済額）を表示できること。                   | 【初回通知書等作成】<br>（165）納付書はコンビニ収納に対応できること<br>■税額変更の場合は、コンビニ納付、ペイジー、クレジット、クレジットカード、モバイルペイメントに対応できること。<br>【初回通知書等作成・クレジット収納対応】<br>（170）納付書はクレジット収納に対応できること | 【初回通知書等作成】<br>（165）納付書はコンビニ収納に対応できること<br>■税額変更の場合は、コンビニ納付、ペイジー、クレジットカード、モバイルペイメントに対応できること。<br>【初回通知書等作成】<br>（170）納付書はクレジット収納に対応できること | 【4.2.2. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更の場合は、納付済額を差し引いた金額で印刷すること。<br>【4.2.3. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。                            | 【4.2.2. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更の場合は、納付済額を差し引いた金額で印刷すること。<br>【4.2.3. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>- その他に具体的に明記すべき実装必須機能はない | ①機能の修正<br>- 二重登録の通り修正します。<br>（二重登録の対象で個人を指定し、普通徴収納付書及び納付書を発行できること。） |
| 4.1.3.      | 納付通知書の発送日に納期限を経過している際別の納付書は一括実行の対象外となること。 |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.2. 年金特別徴収 | 年金特別徴収                                    |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.2.1.      | eLTAX連携用の年金特別徴収通知情報データで自動作成できること。         |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.2.2.      | 普通徴収納付書発行                                 | No.7.2 | 【税額変更】<br>■「初回通知書等作成」一括実行の対象外であること。<br>以下に操作手順を示して、満足度の山分けができるうこと。<br>- 満足度手順<br>- 満足度方<br>- 郵便番号（区別特別郵便対応）<br>- 紳付書の有無<br>- パスワード | 【税額変更】<br>■「初回通知書等作成」一括実行の対象外であること。<br>以下に操作手順を示して、満足度の山分けができるうこと。<br>- 満足度手順<br>- 満足度方<br>- 郵便番号（区別特別郵便対応）<br>- 紳付書の有無<br>- パスワード | 6.2.4. 当初通知書交付（536, 538, 539）<br>■税額変更の場合は、金融機関、郵便局、コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した同一式であることを。<br>【マルチペイメント】<br>425. 特別徴収、普通徴収の納付書は、マルチペイメントに対応していること。 | 【税額変更】<br>■「初回通知書等作成」一括実行の対象外であること。<br>以下に操作手順を示して、満足度の山分けができること。<br>- 満足度手順<br>- 満足度方<br>- 郵便番号（区別特別郵便対応）<br>- 紳付書の有無<br>- パスワード  | 【初回通知書等作成】<br>（165）納付書はコンビニ収納に対応できること<br>■税額変更の場合は、コンビニ納付、ペイジー、クレジット、クレジットカード、モバイルペイメントに対応できること。<br>【初回通知書等作成・クレジット収納対応】<br>（170）納付書はクレジット収納に対応できること | 【初回通知書等作成】<br>（165）納付書はコンビニ収納に対応できること<br>■税額変更の場合は、コンビニ納付、ペイジー、クレジットカード、モバイルペイメントに対応できること。<br>【初回通知書等作成】<br>（170）納付書はクレジット収納に対応できること                 | 【4.2.2. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更の場合は、納付済額を差し引いた金額で印刷すること。<br>【4.2.3. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。                     | 【4.2.2. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更の場合は、納付済額を差し引いた金額で印刷すること。<br>【4.2.3. 普通徴収納付書発行】<br>税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。                            | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>- その他に具体的に明記すべき実装必須機能はない  | ①機能の修正<br>- 二重登録の通り修正します。<br>（二重登録の対象で個人を指定し、普通徴収納付書及び納付書を発行できること。）       |   |
| 4.2.3.      |   |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.2.4.      | 納付通知書の発送日に納期限を経過している際別の納付書は一括実行の対象外となること。 |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.3. 年金特別徴収 | 年金特別徴収                                    |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.3.1.      | 年金特別徴収依頼書作成(eLTAX連携)                      |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.3.2.      | 年金特別徴収申込書作成(eLTAX連携)                      |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.3.3.      | 年金特別徴収更迭通知書作成(eLTAX連携)                    |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.3.4.      | 年金特別徴収税額決定通知書発行                           |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |
| 4.4. 通知書再発行 | 通知書再発行                                    |        |  |  |   |  |  |  |  |   |  |   |   |







| 機能名           | 仕様書たたき合  | 操作コード             | B市   | C市  | D市  | E市   | F市  | G市 | H市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目(論点) | 検討項目(論点) |
|---------------|--|-------------------|--|---|---|--|---|----|----|-----------|----------|----------|
| 6.2.2.        | 税務署への情報提供  |                   | 【税務署への情報提供】<br>国税連携対象の所得税額と個人住民税の所得税額が異なる対象等の条件を指定し、税務署への情報提供が必要な対象を抽出できること。<br>・任意の条件を指定して、該当するデータを抽出できること。<br>・一括抽出機能によるデータ抽出もできること。<br>・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。<br>・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができる。  | 【税務署への情報提供】<br>国税連携対象の所得税額と個人住民税の所得税額が異なる対象等の条件を指定して、該当するデータを抽出して、該当するデータを抽出できること。<br>・任意の条件を指定して、該当するデータを抽出できること。<br>416.個人住民税(税務署)、複数で、複数の選択次第では容易にテキスト形式(S.V., T.X.T等)でデータの抽出を行うことができること。<br>6.7.9.異動者データ抽出  | 【扶養・妻従者管理・非連帯事項連絡せんせん】<br>(55) 税務署からの非連帯事項連絡せんせんを作成できること<br>【相続税法適用証書・相続税法適用通知書】<br>(313) 相続税法第58条に準じて、税務署に死亡者の相続税申告する旨と、死亡者の所得情報を宛名番号別に作成し届けること。<br>※法定実務は複数人が、慣習的に多くの市で行なっている   | 【扶養・妻従者管理・非連帯事項連絡せんせん】<br>(55) 税務署からの非連帯事項連絡せんせんを作成できること<br>【扶養・妻従者管理・非連帯事項連絡せんせん】<br>(313) 相続税法第58条に準じて、税務署に死亡者の相続税申告する旨と、死亡者の所得情報を宛名番号別に作成し届けること。<br>※法定実務は複数人が、慣習的に多くの市で行なっている  | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか |    |    |           |          |          |
| 7.1. 調定・算定    | 7.1.1. 調定処理  | No.3_8<br>No.4_12 | 【調定】<br>353.住民の基準日時点の調定表を各年度、収支区分ごとに(給付特例、普通徴収、年金特例等)にシステムで自動作成できること。<br>394.過去年度においては収納課税日を判断し、満納超過になるものについてその金額がわかること。<br>■調定の集計を行うことで履歴を保持できること。<br>6.3.5. 調定表出力(当期) (591-593, 598)<br>■微収区分ごとに帳票が抽出できること。<br>■調定の集計処理にて正誤理ができないように制御がかけられること。<br>394.過去年度、後期(12月～5月分)は次年度調定となること。<br>■調定の集計を行うことで履歴を保持できること。   | 【当初課税処理・取扱情報作成】<br>(29) 調定収納情報の作成を行えること。<br>6.3.6. 調定表出力(要正) (840, 841, 846)<br>■調定の集計処理にて正誤理ができないように制御がかけられること。<br>394.過去年度の特例の事業所について、前期(6月～11月分)と次年度、後期(12月～5月分)は次年度調定となること。<br>■調定の集計を行うことで履歴を保持できること。  | 228. 案件期間内に変更が行われた履歴を抽出し、給付特例収、普通徴収、年金特例徴収に係る其勘誤表一式を作成できること。<br>329. 調定期間内における、減免入力対象者情報を抽出し、データ出力することができること。<br>■調定事務において、減免前金額、減免後金額を算出するために使用すること。<br>329. 調定期間内における、異動事由別件数の表示ができること。<br>331. 調定期間内における異動、更正決定の内容について、収納システムへ調定データを連携できること。<br>(注) 運営時期については、即時連携でも一括連携でも可。   | 【7.1.1. 調定】<br>最初課税処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行なうことができること。<br>【(注)】<br>調定事務において、減免前金額、減免後金額を算出するために使用すること。<br>329. 調定期間内における、異動事由別件数の表示ができること。<br>331. 調定期間内における異動、更正決定の内容について、収納システムへ調定データを連携できること。<br>(注) 運営時期については、即時連携でも一括連携でも可。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか                               |    |    |           |          |          |
| 7.1.2. 調定表作成  | 微収区分ごと及び全微収区分の調定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。   | No.3_8<br>No.4_12 | 【調定】<br>355.特例に対応した調定表であること。<br>■保持した履歴ごとに帳票が抽出できること。<br>6.3.6. 調定表出力(要正) (842, 847)<br>■保持した履歴ごとに帳票が抽出できること。<br>■保持した履歴ごとに帳票が抽出できること。   | 【当初課税処理・全般】<br>(136) 都道府県民税と市町村民税のシステム上のあんが可能のこと。<br>都道府県民税と市町村民税のシステム上の過年度と現年度の管轄が可能となること。<br>(137) 特例課税時、普段課税時、調定表が抽出できること。<br>■(注) 調定の出力を行うこと。<br>【(当期)課税処理・調定表の出力】<br>(30) 調定表の出力を行うこと。<br>【(当期)税款処理】<br>(302) 調定表及び調定内訳には、納稅義務者名、新規課税時、市町村民税、均等割、所得割等の区分があること。<br>【(当期)課税処理・調定表の出力(要正)】<br>(303) 納稅義務者の出力が帳票として作成された個人課定及び譲り受け集計ファイルを更新できること。次回処理時の前回は転用する。<br>【(当初)統計処理・分離課渡所待初調定実績リスト出力】<br>(305) 個人課税情報より指定調定年度のデータを抽出し、分離課渡所待初調定実績リストを抽出できること。<br>(306) 個人課税情報より分離課渡所、上場株式等配当所得及び先物取引に係る所得者等の4月末現在のデータを抽出し、当初調定実績リストを抽出できること。<br>■(正誤理・全般)<br>(313) 調定表及び異動者ごとの調定内訳には、納稅義務者数、都道府県民税、市町村民税、普徴・特徴(現年度分および過年度分)・過年度及び、均等割、所得割等の区分があること。 | 【7.1.3. 調定表作成】<br>微収区分ごと及び全微収区分の調定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。<br>■調定表の出力機能であり、月次での集計は必須の設定です。<br>D市は調定表の集計単位、表示仕様について詳細が記載されておりますが、出典資料等の詳細について、帳票要件で検討する予定です。<br>※帳票一覧でも詳細を確認します。   | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認<br>※以下について確認させてください。<br>・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか  |   |    |    |           |          |          |
| 7.1.3.        | 例月処理分については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること   |                   | 【異動調定】<br>356.住民の基準日時点の調定表で、前回調定との差額を示すことができる。<br>■システムで自動計算が各収支区分ごと、各年度ごとに表示できること。<br>397.住民の基準日時点の税務報告書資料で、前回集計額との差額が確認できる集計表がシステムで自動作成できること。  | 6.2.6. 調定表出力(当期) (603)<br>■選択した任意の履歴間の差分を表示でき、帳票が抽出できること。<br>6.3.6. 調定表出力(要正) (851)<br>■選択した任意の履歴間の差分を表示でき、帳票が抽出できること。  | 【7.1.4. 調定表作成】<br>例月処理分については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること  | 詳細な出力項目については、帳票要件で検討する予定です。<br>※帳票一覧でも詳細を確認します。  |   |    |    |           |          |          |
| 7.1.4.        | 都道府県が指定する様式で調定報告書、調定額変更報告書等の作成に必要な情報を一括で出力できること。                                     | No.10_6           | 【説明・全般】<br>(185) 月次の調査資料等、帳票用資料をサポートしていること。  | 【7.1.5. 調定報告書】<br>東京都指定期の調定報告書、調定額変更報告書を提出するための出力できること。<br>東京都指定期の調定報告書(東京都ツール)に必要な情報等を全て市民税システムから電子データ(CSV等)で提出できれば可とする。<br>【提出する運用状況】<br>①システムから報告資料の作成に必要な情報が報告様式で出力される。<br>②報告資料の作成に必要な情報が抽出され、結果を参照しながら報告資料を作成する。<br>③報告資料の作成に必要な情報を複数のデータ、帳票を組み合わせて提出し、報告資料を作成する。<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか  | <確認事項><br>都道府県への報告資料の作成について、現行運用について確認の上、機能の必要性を検討いたします。<br>ただし、機能を要求している団体が2団体のみであるため、右記について確認させていただきます。<br>※以下について確認させてください。<br>・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか  |  |   |    |    |           |          |          |
| 7.2. 各種統計資料作成 | 各種統計資料(課税状況調、住宅借入金等特別税額控除集計表、住宅借入金等特別税額控除異動者一覧(特別徴収・普通徴収)、徴収取扱費金算定資料)の作成(データ、総)ができる。 | No.10_11          | 【交付税料】<br>(195) 交付税料と基礎資料となる分離課渡所得の調定一覧が作成できること。<br>■自動でできること。<br>短縮、定期軽減、長期優待、長期居住、株式会社等の課税状況は、課税状況表と基礎資料の合算値が自動でできること。<br>(196) 調定の基礎資料の処理は、各種合算チェックを満たす調整を行えること。<br>(197) 調定省から提示される電子調査に連携できる機能があること。<br>【課税状況調】<br>408. 調定状況の自動集計ができること。<br>409. 表内、表間合計のエラーがでないように基礎調整が自動でできること。<br>410. 調定の基礎資料の合算値が、調定額と同値のレベルで調整できること。<br>411. 最終的に残るORエラーの原因を明確ができると。<br>■例、5表の基礎資料を複数部でエラーとなるようなどと、そのエラーのデータを抽出できること。<br>412. 国税式のエクセルファイルに自動的にデータ転送ができること。<br>413. 付属調査表様式のエクセルファイルの計算ができると。<br>414. 取得された値の根拠(明細)を検索することができること。 | 【課税状況調・全般】<br>(195) 調税情報を基に、各種集計・端数処理ができるること。<br>(196) 調定状況は、課税状況表と基礎資料の合算値の出力ができる。<br>(197) 調定の基礎資料の処理は、各種合算チェックを満たす調整を行えること。<br>【課税状況調】<br>408. 調定状況の自動集計ができること。<br>409. 表内、表間合計のエラーがでないように基礎調整が自動でできること。<br>410. 調定の基礎資料の合算値が、調定額と同値のレベルで調整できること。<br>411. 最終的に残るORエラーの原因を明確ができると。<br>■例、5表の基礎資料を複数部でエラーとなるようなどと、そのエラーのデータを抽出できること。<br>412. 国税式のエクセルファイルに自動的にデータ転送ができること。<br>413. 付属調査表様式のエクセルファイルの計算ができると。<br>414. 取得された値の根拠(明細)を検索することができること。   | 【課税状況調・確定課税】<br>(195) 調定状況表の作成ができる。<br>■当期課税時、月ごとに集計表を作成できること。<br>【課税状況調・課税状況調べ対応】<br>(309) 個人課税情報と各種合算チェックができること。<br>【課税関係・課税額】<br>(310) 6月末、3月末に出道府県へ提出する課税額報告書(その1・その2・その3)。<br>(310) 6月末、3月末に出道府県へ提出する課税額報告書(その1・その2・その3)。<br>【課税状況調・課税状況調製法修正】<br>(319) 3回作成度、収入見込で報告。収入見込を作成するための課税状況表と基礎資料を組み合わせること。<br>(320) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(321) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(322) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(323) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(324) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(325) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(326) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(327) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(328) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(329) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(330) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(331) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(332) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(333) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(334) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(335) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(336) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(337) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(338) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(339) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(340) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(341) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(342) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(343) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(344) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(345) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(346) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(347) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(348) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(349) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(350) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(351) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(352) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(353) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(354) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(355) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(356) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(357) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(358) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(359) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(360) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(361) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(362) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(363) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(364) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(365) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(366) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(367) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(368) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(369) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(370) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(371) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(372) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(373) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(374) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(375) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(376) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(377) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(378) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(379) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(380) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(381) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調定額に自動的にデータ転送ができます。<br>【課税状況調】<br>(382) 調定の基礎資料の合算値(例、普年一括特、定期特)で、各調 |  |   |    |    |           |          |          |



| 機能名 | 仕書書たき合 | 標準フロー  | B市   | C市  | D市         | E市 | F市 | G市  | 要件の考え方・根拠  | 検討項目(論点)  | 検討項目(論点)   |  |
|-----|--------|--|--|---|------------|----|----|---|--|---|------------|--|
|     |        | <p>【外部媒体連携】<br/>195. 課税入力画面で履歴を有し、同画面で新旧を確認できること。</p> <p>【電子申告】<br/>203. 課税入力画面で履歴を有し、同画面で更正前の全履歴内容を、変更後を確認でき、更新入力者が確認できること。</p> <p>【異動、その他】<br/>361. データの更新を行なった職員を通常の照会画面で特定できること。</p> <p>【問い合わせ】<br/>351. 课税台帳と過去の課税情報（主な項目：居住区分、課税年、課税日、義務負担、所得、所得割引額、本人扶養サイン、所持割引額、比率割引額）を5年分以上一つの画面で経年比較ができるること。</p> <p>354. 世帯の課税状況を質問式で確認ができること。</p> <p>355. 世帯の課税状況を質問式で確認ができること。</p> <p>356. 合計所得、基礎控除額、特徴審査所、指定番号、離婚者、寡婦、未就学児、給与枚数、294条状況、離婚者・寡婦・未成年状況、扶養状況、メモ状況などが確認できること。</p> |  |   |            |    |    |   |  |   |            |  |
|     |        |  |  |   |            |    |    |   | <p>【申告受付・申告受付機能】<br/>(302) 申告受付支援機能があること</p> <p>【申告受付・申告者情報表示】<br/>(303) 申告受付に、前年度の課税情報、新年度の課税資料（税額、年報等）等を参照しながら、申告受付ができるること</p> <p>【申告受付・社会保険料納付機能】<br/>(307) 前年度に納付した社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）を参照しながら、申告受付ができること</p> <p>【申告受付・ローカル機能利用】<br/>(303) 税基幹システムが稼働するネットワークから切り離し、ローカル環境で利用できること</p> <p>【申告受付・課税資料データ利用】<br/>(306) 申告受付支援機能で入力したデータを新年度の課税資料データとして登録できること</p> | <p>【11.1.1. 申告受付機能】<br/>個人申税及び確定申告受付会場で使用できる申告受付に必要な機能を備えていること。</p> | ※本件等の対象外です |  |
|     |        |  |  |   |            |    |    |   | <p>【11.1.2. 申告受付機能】<br/>オフライン環境でも利用可能であり、ネットワーク接続後、入力データがシステムに取り込めること。</p>   | ※本件等の対象外です  |            |  |
|     |        |  |  |   |            |    |    | <p>【11.1.3. 申告受付機能】<br/>出力する帳票を指定し、入力した金額を基に確定申告書・住民税申告書を出力できること。</p> | ※本件等の対象外です   |   |            |  |
|     |        | <p>6.1.3. 申告受付登録（120、135、183、199）</p> <p>■（申告支援システム内だけの宛名および申告支援システムと外のシステムとも共用利用できる宛名が提出できます。）</p> <p>■申告支援システムで受けた所得税の確定申告について、申告内容をデータで国税庁に送信できること。</p> <p>■申告支援システムで受けた所得税の確定申告データを最初提出資料として提出できます。</p> <p>■申告支援システムと連携する国税連携データを取り込んだ際には、国税連携データは自動で削除され、削除された旨が表示されること。</p>  | <p>【確定申告書入力・全般】<br/>(83) 当初データ課税入力において、申告書受付システムからのデータ取り込み方式が可能であること</p> <p>【住民税申告書入力・全般】<br/>(91) 当初データ課税入力において、申告書受付システムからのデータ取り込み方式が可能であること</p> | <p>申告書受付システムにかかる条件のため、本検討においては対象外としております。</p> | ※本件等の対象外です |    |    |   |  |   |            |  |